

since 1993
<http://est-j.email>

E

エステティック
ジャーナル

2021 9

月1回発行
年間購読制
購読料
6000円(税込)

NO. 547

発行所 **株式会社たたらす**
 編集・発行 石坂泰造
 〒101-0045
 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-3 鍛下ビル3F
 TEL.03-6206-9212 / FAX.03-6256-0041
 e-mail est@est-j.email

TAKIGAWA ESTHETIC STORE

t-esthe.jp
エッセイ取材が
なんでも取り
タキガワエステストア



Main Contents

- 「HIFUハイフ」が消費者庁の調査事案に・・・1面
- サロンとセルフ 利用に関する実態調査・・・2面
- エステティックフレミング塾・・・3面
- BWJ ウエスト 予定通り開催へ・・・4面
- 連載「鍼灸師SHOKO治療院」・・・6面
- 「エアリウム201」ドクターセラムから・・・7面
- 「KA・RO・YA・KA ルイボスティ」新登場・・・7面
- 「タキガワビューティギャラリーVol.45」発刊・・・7面
- AEA 最新活動レポート・・・7面
- 日本エステ協のフェスティバル 10月12日に・・・9面
- MAJORの「ウインターコフレ」数量限定発売・・・9面
- 発売から28年を迎えるロングセラー商品・・・9面
- 滝川が九州に新拠点「福岡営業所」開設・・・9面
- 草野由美子のお役立ちコラム・・・13面
- 福岡産生の「健康美人塾」・・・14面
- 連載・平垣美栄子の植物療法・・・15面

今、行政の関心は「HIFUハイフ」と「セルフエステ」への対応 「HIFUハイフ」が消費者庁の正式な調査事案に選定される！

エステティック業界に関連する行政や省庁(経済産業省・消費者庁)が、今、一番関心を寄せているのは、「HIFUハイフ」機器と「セルフエステ」のようだ。

「セルフエステ」に関しては、二〇一八年頃から急激に運営業者とサロン数が増え、社会の認知が進むとともに、問題もトラブルも増加傾向にある。

「HIFUハイフ」機器に関しては、当初エステティックサロンの瘦身施術などに使用されてきたが、二〇一七年に国民生活センターが「エステサロン等でのHIFUハイフ機器による施術トラブル発生。火傷や神経

損傷を生じた事例も」と題する発表を行い、厚生労働省医事課や業界団体などに要望書が提出された事。また、同年「HIFUハイフ」機器を販売していた業者が、薬事法違反疑念で逮捕され、有罪判決となった事などから、サロンでは使用されなくなっている。という事。HIFUハイフ」機器を販売していた業者が、逮捕・有罪になった事によって、販売していたエステティックサロンに、一方的に「HIFUハイフ」機器使用の禁止と

メンテナンス終了を知らせる発表を行い、事実的に機器の使用がほぼ出来なくなった事が起因している。当時、「HIFUハイフ」機器を導入していたエステティックサロンは、瘦身効果が高く儲かるという触れ込みから、バカ高い値段で購入したにもかかわらず、突然購入業者から使用禁止とメンテナンス終了の知らせを受け、大損害を被った。「すでにコース予約を取っていたお客様に施術が出来なくなった」と訴えるサロンも続出し、と

んでもない事態となった。HIFUハイフ」機器で、そのような大問題があったにもかかわらず、その数年後にはヤケドなどを起こさず安全なHIFUハイフ」機器が再び登場。などと宣伝して販売する業者が再び登場し、当時の逮捕事件を知らないエステティックサロンに販売され現在に至っている。本紙でも「HIFUハイフ」機器について再三にわたって注意喚起しているが、依然として業界に流通している。

問題の「HIFUハイフ」機器が「セルフエステ」に普及

自分で顔に当てる「HIFUハイフ」機器も多数の使用

「HIFUハイフ」機器は、エステティックサロンで使用されている事例が少ないと思われるが、「セルフエステ」には、ボディも顔もできるという「HIFUハイフ」機器が多数導入されている。しかも、「HIFUハイフ」機器が自由に使用できる」と宣伝している。「セルフエステ」もかなり増えている。エステティックサロンで危害トラブルが多発した「HIFUハイフ」のお客様が自分で使用して大丈

夫なかつた。エステティック関係者なら誰もが思った。

「セルフエステ」の特長は、エステティックサロンで使用されている効果の高い機器による施術が、自分で好きな機器を使用し、自分が気にしている部位に、自分で施術できるので、高額なエステティック料金を払わずでも得やすい、という発想で集客されてきた。それか、お客様に支持されて発売してきた。「セルフエステ」はフェイスシャルボディ、

脱毛が出来る、エステティックの業務用機器を揃え、サロン運営のノウハウの指導を受ければ誰でも開店できる。ということまで、フランチャイズ展開も行われ、拡大に拍車がかかっている。

それに対して既存のエステティック業界は、そもそもプロのエステティシャンが施術するからエステティックであり、エステティックが介在しないエステティックはエステティックではない。また、訓練されたエステ

ティシャンでなければ、業務用機器を正しく扱うことが出来な。普通のお客様が、自分で業務用機器を使用するのは大きなリスクがある。という事から、再三にわたって注意喚起を表明している。

案の定「セルフエステ」における「HIFUハイフ」機器の施術や「脱毛機」による危害トラブルが多発してきている。

本年9月、消費者庁は「HIFUハイフ」機器を正式な調査事案として選定した。今後は、同省の消費者安全課事故調査室によって調査される。その結果は、関係省庁をはじめ業界団体などにも発表されることになる。

※2面は「エステサロン・セルフエステサロン」利用に関する意識・実態調査」を紹介するが、「セルフエステ」と「HIFUハイフ」機器の現状を踏まえて読んでほしい。

特別な注意で施術を行い消費者の安全・安心確保の推進を!!